

○社会福祉法人春陽会役員等の報酬及び費用弁償に関する

規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春陽会(以下「法人」という。)の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 役員等が理事会、評議員会、監事監査及び評議員選任・解任委員会(以下「会議」という。)に出席した時は、次のとおり支給する。

(1) 報酬の額は、1日13,000円とし、一人あたり各年度の総額は、次のとおりとする。

ア 理事、監事	150,000円を超えない範囲
イ 評議員	96,000円を超えない範囲
ウ 評議員選任・解任委員	45,000円を超えない範囲

(2) 交通費 実費相当額を次のとおり支給する。

ア 公共交通機関を使用した場合の額	実費
イ 乗用車等交通用具を使用した場合の額	1kmあたり15円

(費用弁償)

第3条 役員等が会議以外の法人職務に従事した時は、費用弁償を行う。

2 前項に定める費用弁償の額は、1日6,000円とする。

(退任慰労金)

第4条 理事、監事及び評議員が退任する場合は、就任1年につき5,000円相当の記念品を贈る。ただし、1年未満は1年と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第4条の規定は、退任慰労金の算定に用いる就任年数から平成28年6月25日において、金一封を算定した当該就任期間の年数を控除するものとする。

3 社会福祉法人春陽会評議員選任・解任委員会運営規程(平成28年11月30日施行)は、令和2年4月1日に廃止する。